

前回の「株式移動方式」に続いて、今回は「抜殻方式」の代表格である「会社分割」について説明していきます。

会社分割には大きく分けて、もともとある会社に事業を承継させる「吸収分割」と新たに設立する会社に事業を分割する「新設分割」という2つの方法があります。

会社分割のメリットは、後で説明する適格分割に該当すれば無税で会社を分割させることができること、特定の部門を1つの会社にする事で部門の責任を明確にできると、不採算部門が同一社内にある場合、その部門を切り離して他の会社に売却すること

第8回

120年続く100年企業コンサルタントが伝える「つぶれない会社」をつくるために100年続く老舗の教え!

連載

「ホールディングカンパニー」の設立方法(2)

藤間公認会計士税理士事務所 所長

藤間 秋男

で最良部門に経営資源を集中させることなどがあります。従業員に關しても事業譲渡と違い、個々に了承を得る必要がなく、分割した会社へそのまま引き継がれます。

一方、デメリットは、これまで1つだった会社を分割するので、規模の利益が後退すること。簿外債務を引き継ぐ可能性も否定できません。

ホールディングカンパニーを創設する際、強制ではありませんが、商号は「〇〇ホールディングス」という社名にした方が持株会社として周囲が認識しやすくなります。定款に記載されるべき目的の具体的な記載例としては、「当会社

は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を含む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする」となります。ホールディングカンパニーと子会社間での役員の兼任は、会社法では、親会社の社外取締役・会計参与・監査役はその

子会社の業務執行取締役を兼任することができなくなっているので注意が必要です。最後に、株式交換・株式移転・会社分割等の組織再編を行う際、その組織再編が「適格」か「非適格」かで税務上の取り扱いが大きく異なる点を簡単に説明します。適格要件

を満たせば税金がかからず、要件を満たさなければ(「非適格」)法人税等の税金が課税されます。要件の代表例は、組織再編の際、株式以外の金銭等の交付がないこと、分割承継法人の株式が分割前の分割法人の所有割合に応じて交付されることなどです。

会社分割は税務上も含め、様々な側面からベストな設立方法を選ぶことが重要です。

藤間 秋男 (とうま あきお)

公認会計士・税理士・中小企業診断士・行政書士。1983年生まれ。慶應義塾大学卒業。82年藤間公認会計士税理士事務所開業。経営改善、財務強化、節税対策、経営計画、相続・事業承継対策などをテーマとした戦略と実践プログラムで好評を博す。現在有資格者40名を含む、総勢140名のTOMAコンサルタントグループの代表。著書に「法人税節税チェックポイント」他多数。